

[ 特集 ]

# キャリア間の競争 構造を突き崩す 「新接続ルール」の 深層

IT(情報技術)革命の基盤を担う通信キャリアの生殺をも左右する新たな回線接続開放ルール作りが進められている。ポイントは、光ファイバーのアンバンドル化や、卸電気通信役務(キャリアズキャリア)制度、移動体通信市場の競争環境の整備、事業者向け卸料金(キャリアズレート)制度の4つだ。これらが第一種/第二種事業者、固定通信/移動体通信キャリアの競争構造をどう変えるのか。パート1で、卸回線ビジネスに及ぼす新たな接続ルールのインパクト、パート2で、キャリアズキャリアの最新動向、パート3で、新たなビジネスモデルの創出を探る。(本誌・小野憲男)

## ■ PART 1 新接続ルールのエポック

### 通信ビジネスに新局面開く 卸回線開放の本当の価値

「通信キャリアのインフラ提供事業と通信サービスは本来分離したほうが成功するはずだ」。通信政策の提言を数多くまとめてきた齊藤忠夫・中央大学理工学部教授は、キャリア間競争のあるべき姿として、ネットワークインフラの卸売り事業と、エンドユーザー向けサービス提供事業、アプリケーション事業の各レイヤにおける水平ラインでの競争理論を主張する。総務省が半年がかりで取り組んできた「IT時代の接続ルールの在り方」の最終報告書がよう

やく日の目をみようとしている。齊藤理論を受け、インフラとサービス提供、アプリケーションの3分野を押さえているNTTの事業分離に一步踏み出した内容になるはずだ。接続ルール見直しは、現実にNTT東西が地域通信インフラを独占している点を認めたとうえで、新興キャリアがどの事業領域に参入してもビジネスを継続できる競争環境をどう整備するかが鍵になる。

85年の電気通信事業の自由化以来15年。長距離・国際通信市場や移動体通

信市場では、新規参入による活発なキャリア間競争が繰り広げられ、ユーザーはサービスの多様化や通信料金の低廉化の恩恵に浴してきた。しかし、地域通信市場では、依然としてNTT東西地域会社が加入者回線の99%(2000年3月末)を占め、事実上の独占状態が続いている。

今回の接続ルール見直しでは、ブロードバンドアクセスの本命である光ファイバーの開放をNTT東西に義務付ける、いわゆるキャリア向けダークファイバー貸し、

NTT以外の自治体、公益事業者の光ファイバー網を有効活用するための卸売り専門の回線提供事業(キャリアズキャリア)の制度化、独占的市場支配力を有するNTTドコモの不正競争を防止する接続政策、事業者向け割引料金(キャリアズレート)の導入などが促進される見込みだ。1つひとつ解きほぐしてみる。

## NTT東西が芯線貸し月5231円に

まず、ダークファイバー開放の動向からみてみよう。1条の光ファイバーケーブルに収容されている40～100芯線のうち、電話幹線用、データ通信用で光信号が通っていない「ダーク」（暗い）の状態にある未使用芯線をそのまま貸し出すのがダークファイバー開放の形態だ。

実際にダークファイバーを供給できるのは、NTT東西、電力会社のほか、東京都下水道局、都営・営団地下鉄、ガス会社などの公益事業者や地方自治体。このうちNTT東西は昨年12月からダークファイバーを他事業者に対し暫定的に約款ベースで開放した。料金はNTT局間の中継系で1芯1m当たり年額100円と、都下水道局、都営・営団地下鉄の水準よりやや割安の料金を設定した。局から加入者宅までの加入者系は距離に関係なく1芯当たり月額7898円。この暫定料金をさらに7月から中継系は年額51.48円に、加入者系は月額5231円に値下げする。海外と比較すると、例えば米ベライゾンではニューヨーク地区のダークファイバー料金が2.2kmで月額105.33ドル（約1kmで約5636円）と、NTTのほうが安い。今回の値下げを機にNTTのダークファイバーを使った通信キャリア各社の地域アクセスネットワーク構築が加速するとみられる。

NTT東西は6月11日、他事業者がNTTのFTTHサービス「Bフレツ（ファミリータイプ）」と同様のサービスを

提供できるようにするための光ファイバー接続料を総務省に認可申請した。NTTがFTTHのために独自開発した割り勘方式のシェアアクセスシステムをNTT東西が開放しない限り、他事業者がファミリータイプに相当するサービスを提供することは困難。公正競争を可能にするため、設備の開放と接続料の設定が求められていた。これが実施されれば、競合各社が経営努力によってBフレツと同等のサービスをNTTより安い料金で提供してくるとみられる。

NTTの試算によると実際のサービス時には、1ユーザー当たり月額3070円の他事業者向け卸売り料金となる。NTT東西はこの料金に、電話局から上位のIPネットワーク「地域IP網」に接続するための月額1250円程度のコスト、月額600円程度の営業費、月額900円程度の宅内機器コストなどを加算。ファミリータイプの料金を諸費用込みで6100円に設定して8月1日からサービスを開始する。

## 卸電気通信役務制度を創設

次に、キャリアズキャリアの動向はどうか。光ファイバー網を保有しているのはNTT東西だけではない。今年4月に総務省が調査した結果、電力会社や鉄道事業者、地方自治体で合計13万km強。他方、通信キャリアがすでに敷設した光ファイバー網は、中継系、加入者系を合わせて約52万km、このうちNTT

が約半分の25万kmとなっている。

総務省は、eジャパン計画に掲げた5年以内に光ファイバーによる超高速インターネットアクセス回線を1000万世帯に普及させるという目標を達成するため、NTT以外の光ファイバーも活用する必要があることから、電気通信事業法改正で卸電気通信役務制度（キャリアズキャリア制）を創設した。キャリアズキャリアとは、一般のエンドユーザーに通信サービスを提供する事業者と異なり、通信事業者（キャリア）だけを対象に回線や広帯域通信サービスを提供する卸売り専門のキャリアを指す。

これまで第一種事業者から卸回線を仕入れることができたのは第二種事業者に限られ、他の第一種事業者はIRU（Indefeasible Right of User：長期回線使用权）などで回線を調達するしかなかった。今回、卸電気通信役務として制度化されたことで、第一種、第二種を問わず卸回線を再販できるようになり、一方で鉄道会社などが第一種事業者免許を取得してキャリア向け卸売り回線事業者になることも可能になる。この制度ではまた、認可制から届け出制に緩和措置をとってキャリアビジネスにおけるネットワーク構築の柔軟性の向上を目指している。

そしてNTTは、従来光ファイバーを他の第一種事業者に貸し出す義務はなかったが、総務省研究会の提言で接続ルール化し公平な約款ベースで光ファイバーを貸し出すことになったのに加えて、法的にも今回の卸電気通信役務制度に組み入れられた。

卸役務が市場で活用されるためには、原則として第一種事業者が他の事業者のサービスを再販をしたり、設備の賃借を禁じている一種・二種の事業者区分や第一種事業者の業務委託規制の廃止などが必要となる。また、卸市場の拡大のためには取り引きを仲介する卸回線相場の創設が必要。柔軟かつ円滑な取り引

[特集]

## キャリア間の競争構造を突き崩す「新接続ルール」の深層

## 接続のオープン化 国際比較

		日本	米国	ドイツ	フランス	英国	
1	接続義務						
2	接続命令						
3	接続裁定						
4	支配的事業者の接続約款作成公表義務						
5	アンバンドル	(1) ラインシェアリング	(1999年12月～)	(1999年6月～)	×	×	
		(2) ドライカッパー	(2000年4月～)	(1997年4月～)	(1998年1月～)	×	(2000年4月～)
		(3) 光ファイバー（中継系）	(2001年5月申請)	(1999年9月～)	×	×	×
		(4) 光ファイバー（加入者系）	(2001年5月申請)		×	×	×
6	コロケーション				×		
7	優先接続	(2001年5月申請)	(1984年7月導入)	(1998年1月導入)	(2000年1月導入)	(2000年12月導入)	
8	番号ポータビリティ		(1997年10月～)		(1998年4月～)	(1996年5月～)	
9	キャリアズレート	(1) 専用線		(1996年～)	(調査中)	×	
		(2) 公衆網	検討中	(1996年～)	(調査中)	×	
10	LRICの導入	(2000年11月導入)	(市内電話のみ) (1996年8月～)	×	×	(1997年11月～)	
11	工事申請処理のための標準処理期間		(調査中)	×	(調査中)	×	

きを推進するためには、届け出も不要にし、完全自由化する施策が課題となる。

ある業界関係者は、「新制度によってアクセス網の光ファイバー化は促進されるが、競争原理が働いている都市部では光化がすでに整備されており、卸役務制度は有名無実化している」とみている。半面、NTTにとっては、不採算地域の光化展開を進めていくうえで、地方自治体などが保有している光ファイバーを卸回線として仕入れて光化を進めることができるメリットがある。東西の業務区域内での均一な光サービスを要求されるNTTにとっては朗報といえる。総務省でも、地方の低需要地域で、

国・地方自治体の敷設する光ファイバーを活用した広帯域サービス展開を実現するためにNTTの加入者系光化を補完する施策を検討している。

## ドコモにドミナント規制導入

NTTドコモの市場支配力については、昨年12月の接続ルール見直し第1次答申で、NCC各社とドコモの意見が紹介されている。NCC側は「接続約款の作成・公表など、接続条件の透明化を図るべき」「コンテンツプロバイダー、機器製造業者などへの有形無形の圧力、反競争的な行為が行われることのないよう、監視・規制すべき」とドミナント規制（支配的事業者の不正を防止する非対称規

制）の導入を主張。対して、ドコモ側は「移動体通信市場は競争が激しく、市場シェアが常に変動している」との理由からこれに反論している。

また、ドコモ関係者の中には、移動体通信分野は各事業者が同時期に同じ環境でスタートしている点から、「高いシェアを占めているのは、iモードを早く取り入れた結果で、企業のアイデアと営業力の成果。NTTドコモに他の移動体キャリアと差別する非対称規制を課す理由はどこにあるのか」と不満を唱える向きもある。

これに対して、総務省では、「移動体通信の場合、有限な周波数を割り当てるという前提があるため、各地域で3～